

令和3年10月21日

まちづくり団体各位

東京都都市整備局都市づくり政策部  
土地利用計画課長 谷内 加寿子

大規模な施設でのイルミネーションイベントにおけるライトアップ停止等への  
お願いの終了について

日頃より東京都の都市づくり政策などにご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

皆様には、昨年12月18日以降、お願いしたイルミネーションイベントにおけるライトアップの停止等についてご協力いただき、感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルスへの対策につきまして、令和3年7月12日からの国の緊急事態宣言が9月30日で解除され、また、その後の感染の再拡大防止を目的として設定された東京都のリバウンド防止措置期間（10月1日（金）～24日（日））につきましても、終了することとなりました。

これに伴い、上記期間にお願いしていましたが、イルミネーションイベントにおけるライトアップの停止等及びイルミネーションイベント以外（建物や樹木等）のライトアップ、ネオンなど屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯へのお願いにつきましても、終了させて頂きます。皆様には、長期間に渡りご協力いただき、重ねて感謝申し上げます。

なお、都では、10月25日（月）から11月30日（火）までを「基本的対策徹底期間」とすることとしており、基本的な感染防止対策については継続的に実施することとしています。

イベント等の実施に当たっては、基本的な感染症防止策の徹底など、適切な対応をお願いいたします。

（連絡先）

都市整備局 都市づくり政策部

土地利用計画課 基本計画担当 竹之下・沢辺・加藤・金田

電話（ダイヤル）03（5388）3261

メール S0000175@section.metro.tokyo.jp